

【共通選抜】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則出願サイトを利用してクレジットカード、コンビニエンスストア又はペイジーで納付します。

次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料	< 950円 > + システム利用料	クレジットカード払い: 42円 コンビニエンスストア及びペイジー払い: 253円
1 納付方法		
(1) 出願サイトで志願情報を申請してください。 (2) (1)の申請後、支払方法を選択してください。		
<p>≪ 注意 ≫ 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合も同じ納付方法です。</p>		
2 支払方法		
クレジットカード、コンビニエンスストア及びペイジー		
3 納付期間		
令和8年1月23日（金）午前9時～1月29日（木）正午		
<p>≪ 注意 ≫ (1) 出願サイトで志願情報申請後、受検料の納付が可能になります。 (2) 期間内に納付しなかった場合は受検できません。</p>		
4 受検料の還付		
一度納付された受検料は、原則として還付しません。ただし、次の場合は還付します。還付を受ける場合は、中学校または志願先の高等学校にある「還付請求書」を募集期間終了日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。		
(1) 志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って出願サイトで県立高等学校を志願先とし、受検料を納付した場合（志願情報校長承認後は還付しません）。		
(2) 県立高等学校の受検料を納付後、志願情報を校長承認するまでの間に進路変更をした、又は志願そのものをとりやめた場合（志願情報校長承認後は還付しません）。		
(3) 志願先が定時制の課程であるにもかかわらず、誤って出願サイトでの登録を全日制の課程とし、そのまま受検料を納付した場合（志願情報校長承認後は還付しません）。		
(4) 一度納付した後に受検料の減免が決定した、又は受検料の減免が決定していたが、出願システムに減免情報が登録される前に受検料を納付した場合。		
※ システム利用料は還付の対象外です。		
5 その他		
原則、上記の納付方法で納付してください。やむを得ない理由で現金納付を希望する方は、現金納付申込書に必要事項を記載の上、志願先の高等学校窓口で納付してください。 また、現金納付は手続に時間を要するため、十分な余裕をもって納付してください。		

II 入学料	< 2,100円 > + システム利用料	クレジットカード払い: 92円 コンビニエンスストア及びペイジー払い: 253円
納付方法		
入学料も受検料と同様に、出願サイトを利用して納付します。納付期間、納付方法については、合格発表時に各高等学校からご案内します。		

※受検料・入学料の減免制度については「志願のてびき」に記載していますので参照してください。

【定通分割選抜】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料は、原則として現金により高等学校窓口にて納付、入学料は納付書により県の指定する金融機関で納付します。

次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 950円 >

1 納付方法

願書と併せて、志願先の高等学校の窓口で現金納付してください。

< 注意 >

横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合は、それぞれの案内で納付方法を確認してください。

2 納付期間

令和8年3月5日（木）～3月6日（金）

< 注意 >

期間内に納付しなかった場合は受検できません。

3 受検料の還付

一度納付された受検料は、原則として還付しませんが、受検料を二重に納付した場合に限り還付します。還付を受ける場合は、中学校または志願先の高等学校にある「還付請求書」を募集期間終了日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に志願先の高等学校事務室へ提出してください。

II 入学料 < 2,100円 >

1 納付方法

納付書により、(1)～(4)のとおり納付してください。

- (1) 納付書に志願者の氏名、住所、電話番号、中学校名を記入してください。※鉛筆書きは不可
- (2) 3の納付期間中に2の取扱金融機関で記入済の納付書により、入学料を納付してください。その際、金融機関から「収入済証明書」と「領収書」（納付書の左2枚）が発行されますので、忘れずに受け取ってください。
- (3) 「収入済証明書」と「領収書」を切り離し、「収入済証明書」（納付書の一番左）を、入学料納付済書にしっかりとのり付けしてください。
- (4) 「収入済証明書」をのり付けした入学料納付済書を、志願先の高等学校事務室に提出してください。

2 納付書の取扱金融機関

神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関
取扱金融機関一覧を納付書の裏面に記載しています。

3 納付期間

合格発表時に各高等学校からご案内します。

※受検料・入学料の減免制度については「志願のてびき」に記載していますので参照してください。

【二次募集】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料は、原則として現金により高等学校窓口にて納付、入学料は納付書により県の指定する金融機関で納付します。

次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 950円 >
1 納付方法
願書と併せて、志願先の高等学校の窓口で現金納付してください。
《 注意 》 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校を受検する場合は、それぞれの案内で納付方法を確認してください。
2 納付期間
令和8年3月3日（火）～3月4日（水）
《 注意 》 期間内に納付しなかった場合は受検できません。
3 受検料の還付
一度納付された受検料は、原則として還付しませんが、受検料を二重に納付した場合に限り還付します。還付を受ける場合は、中学校または志願先の高等学校にある「還付請求書」を募集期間終了日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に志願先の高等学校事務室へ提出してください。

II 入学料 < 2,100円 >
1 納付方法
納付書により、(1)～(4)のとおり納付してください。
(1) 納付書に志願者の氏名、住所、電話番号、中学校名を記入してください。※鉛筆書きは不可 (2) 3の納付期間中に2の取扱金融機関で記入済の納付書により、入学料を納付してください。その際、金融機関から「収入済証明書」と「領収書」（納付書の左2枚）が発行されますので、忘れずに受け取ってください。 (3) 「収入済証明書」と「領収書」を切り離し、「収入済証明書」（納付書の一番左）を、入学料納付済書にしっかりとのり付けしてください。 (4) 「収入済証明書」をのり付けした入学料納付済書を、志願先の高等学校事務室へ提出してください。
2 納付書の取扱金融機関
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関 取扱金融機関一覧を納付書の裏面に記載しています。
3 納付期間
合格発表時に各高等学校からご案内します。

※受検料・入学料の減免制度については「志願のてびき」に記載していますので参照してください。